

別記2 届出対象行為（行為の制限に関する事項）

(1) 届出対象行為

景観計画区域内において、以下に掲げる行為を行おうとする場合、届出が必要となり、前項の景観形成基準に適合する必要があります。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観法第16条第1項第1号に定める行為）
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観法第16条第1項第2号に定める行為）
- ③ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（景観法第16条第1項第3号に定める行為）
- ④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（景観法第16条第1項第4号に基づく県条例に定める行為）
- ⑤ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（景観法第16条第1項第4号に基づく県条例に定める行為）

(2) 届出の対象外となる行為

前項(1)のうち、景観法第16条第7項各号の規定により、届出の適用除外となる行為があります。

届出の適用除外となる行為は以下のとおりです。

① 条例で定める届出の適用除外となる行為（景観法 第16条第7項第11号 に基づく 県条例に定める行為）

条例で定める届出の適用除外となる行為【要旨】

- 1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・高さ13m以下で、かつ、建築面積1,000㎡以下のもの
- 2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ① 煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含む。）その他これに類するもの
 - ・高さ13m以下のもの
 - ② 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
 - ・高さ30m以下のもの
 - ③ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（②に掲げるものを除く。）
 - ・高さ13m以下のもの
 - ④ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）
 - ・高さ13m以下のもの
 - ⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
 - ・高さ13m以下のもの
 - ⑥ 擁壁、さく、塀
 - ・高さ5m以下又は長さ10m以下のもの
 - ⑦ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設
 - ・高さ13m以下のもの
 - ⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
 - ・高さ13m以下で、かつ、築造面積1,000㎡以下のもの
 - ⑨ 自動車車庫の用途に供するもの
 - ・高さ13m以下で、かつ、築造面積1,000㎡以下のもの
 - ⑩ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの
 - ・高さ13m以下で、かつ、築造面積1,000㎡以下のもの
 - ⑪ ①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの
 - ・建築物の上端から当該工作物の上端までの高さ5m以下又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m以下（②に掲げるものにあつては30m以下）のもの
 - ⑫ ①から⑩の工作物の種別のいずれにも該当しない工作物

3 開発行為

- 行為に係る土地の面積 3,000 ㎡以下で、かつ、行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さ5m以下又は長さ 10m以下のもの

4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

- 行為に係る土地の面積 3,000 ㎡以下で、かつ、行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さ5m以下又は長さ 10m以下のもの

5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

- 行為に係る土地の面積3,000 ㎡以下で、かつ、高さが5m以下のもの

6 軽微な行為

- 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が 10 ㎡以下のもの
- 建築物の外観の変更で、行為に係る面積が 10 ㎡以下のもの
- 工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が 10 ㎡以下のもの
- 工作物の外観の変更で、行為に係る面積が 10 ㎡以下のもの
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その期間が 90 日を超えて継続しないもの

7 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているもの

- 森林法第 10 条の 2、第 34 条第 2 項
- 自然公園法第 10 条第 1～第 3 項、第 16 条第 1～第 3 項、第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項、第 22 条第 3 項、第 68 条第 1 項
- 砂利採取法第 16 条の認可を受け、河川法第 25 条又は農地法第 4 条若しくは第 5 条の許可（一時的な利用に限る。）
- 三重県立自然公園条例第 9 条第 1～3 項、第 16 条第 4 項
- 市町の条例で定める風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第 3 条第 1～第 3 項
- 尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例第 8 条、第 9 条
- 熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例第 8 条、第 9 条
- 大紀町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第 8 条、第 9 条
- 紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第 9 条、第 10 条
- 御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第 8 条、第 9 条

② 景観法に規定する届出の適用除外となる行為（景観法 第 16 条第 7 項第各号（第 11 号に基づく県条例に定める行為を除く））

景観法第 16 条（抜粋）

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

政令（景観法施行令（抜粋））

（届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第八条 法第 16 条第 7 項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

二 仮設の工作物の建設等

三 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築等

(2) 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等

(3) 木竹の伐採

(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）

(5) 特定照明

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築等

(2) 高さが 1.5m を超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等

(3) 用排水施設（幅員が 2m 以下の用排水路を除く。）又は幅員が 2m を超える農道若しくは林道の設置

(4) 土地の開墾

(5) 森林の皆伐

(6) 水面の埋立て又は干拓

- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 景観重要建造物について、第 22 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為
- 四 景観計画に第 8 条第 2 項第五号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- 五 景観重要公共施設について、第 8 条第 2 項第五号ハ(1)から(6)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- 六 第 55 条第 2 項第一号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第一号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第 15 条の 2 第 1 項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第 8 条第 2 項第五号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- 八 第 61 条第 1 項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等
- 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第 72 条第 2 項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 十 地区計画等(都市計画法第 4 条第 9 項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第 12 条の 5 第 2 項第三号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)第 32 条第 2 項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和 55 年法律第 34 号)第 9 条第 2 項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和 62 年法律第 63 号)第 5 条第 3 項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。))が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

政令(景観法施行令(抜粋))

(届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為)

第 9 条 法第 16 条第 7 項第十号の政令で定める行為は、法第 8 条第 3 項第二号の制限で景観計画に定められたもののすべてが法第 16 条第 7 項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

政令（景観法施行令（抜粋））

（届出を要しないその他の行為）

第 10 条 法第 16 条第 7 項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 景観計画に定められた開発行為又は第 21 条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第 73 条第 1 項又は第 75 条第 2 項の規定に基づく条例で第 22 条第三号イ又はロ（第 24 条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- 二 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第 75 条第 1 項の規定に基づく条例で第 23 条第 1 項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- 三 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 43 条第 1 項若しくは第 125 条第 1 項の許可若しくは同法第 81 条第 1 項の届出に係る行為、同法第 167 条第 1 項の通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第 168 条第 1 項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 4 条第 2 項の許可若しくは同条第 5 項の協議に係る行為
- 四 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 4 条又は第 5 条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

※景観行政団体の条例で定める行為は、「① 条例で定める届出の適用除外となる行為」で記述

(3) 特定届出対象行為

景観法第 17 条第 1 項の規定により条例で定める、変更命令を行うことのできる特定届出対象行為は以下のとおりです。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更